

ただし、就労意欲があればこの限りではない。

- ①稼働能力（普通労働・軽労働・短時間）②就労意欲（高い・普通・低い）③就労阻害要因（有・無）の3項目を基本に、学歴・資格・職歴を加味して総合的に対象者にふさわしいか否かを判断している。
- 稼働年齢層で就労阻害要因のない対象者を、相談歴、生活歴、病状について検討を行い、会議で選定している。
- 稼働能力を有する者で就労意欲がある者及び新規開始時点で就労開始による短期保護を目指している者を選定している。

## ②運用段階において国の基準を緩和して選定

ただし、実際の選定にあたっては自治体独自の選定基準を設けているところもあり、自治体において特徴的なものも見られた。特に、国の示す選定基準では、実際に条件を満たす対象者が少ないなどから、多少要件を緩和して選定している団体が少なからずあった。

- 国で示す支援対象者の範囲の者については、生活保護受給の要件との関係で該当する者はいないのではないかと思われる。就労・求職状況管理台帳登載で就労意欲を有する者を支援対象者として決定している。
- 本県の場合、支援対象者の範囲として示されている4つの条件を満たす者が少ないため、条件的には多少困難と思われる者についても、本人の同意が得られれば対象者としている。  
まずは担当ケースワーカーが候補者を最大限に挙げ、所内で協議の上、個別に判断している。
- 国が定めた4つの基準で選定しています。  
しかし、事務所の意見として、国の基準は厳しい（そのような対象者はもともと保護を受けていない等）という指摘や、意欲に欠ける人でも支援してほしいという要望もあるため、柔軟に対応できるよう労働局と調整中です。
- 実施要領・要綱に定められた支援対象者の範囲を基本に選定している。ただ、そのうち「就労意欲を有する者」については客観的だとえ方が難しい。現実の問題として、一度、生活保護を受給すると様々な要因により一般的な意味で「意欲」も持ち難い。したがって、多少消極的な者であっても真面目に取り組む意志のある者は対象とするよう本県では申し合わせている。
- 厚生労働省が示した「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱の5「支援対象者の範囲」の(1)～(4)の全ての条件を満たす者を選定している。  
また、上記の要件を満たさない者であっても、福祉事務所からの支援要請がある場合も、労働担当部局（厚生労働省地方機関）との個別協議により支援要請の対象者として選定している。

### ③被保護者の同意を特に重視

さらに、国の基準にもあるが、就労支援プログラムへの参加への「同意」を特に重視している団体もあった。中には「同意書」をプログラム対象者から取っている団体もあった。

- 対象者については、稼働年齢層で就労阻害要因の有無等についてケース検討会議等により判断した上で、各実施機関が選定している。なお、各実施機関ともに選定にあたっては、事業実効性の観点から、本人の意欲について特に重視している。
- 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱で示している支援対象者の範囲（下記のとおり）を満たしている者を対象者として選定している。特に事業への参加に同意している者については、「同意書」を徴収している。
  - ①稼働能力を有する者
  - ②就労意欲がある者
  - ③就労にあたって①②以外の阻害要因がない者
  - ④事業への参加に同意している者
- 各ケースワーカーの判断により選び、福祉事務所で用意した同意書と、個人票Aの記載を承諾した被保護者が対象者となる。  
(同意書) 個人票Aにかかる被保護者の情報を、福祉事務所から職業安定所に報告することに同意する主旨。
- 各福祉事務所において、地区担当員が本人との面談や病状調査等の結果から、支援対象となる可能性のある者（以下、候補者という）を選出し、その都度福祉事務所担当コーディネーターと協議の上選定しています。福祉事務所によっては、福祉事務所担当コーディネーターがさらに直接候補者と面接を行っており、事業の対象となりうる者かどうか確認の上、本人の同意を得て支援要請を行っています。

### ④その他

その他、特徴的な回答があった団体の回答については以下の通りである。

- 各福祉事務所で、稼働能力を有し、就労意欲があり、就労阻害要因がなく、事業への参加に同意している者（17年度は現業員1名あたり対象者1名を目安にしている）
- 基本的には、①稼働能力を有する者、②就労意欲がある者、③就職に当たって①及び②以外の阻害要因がない者、④事業への参加に同意している者を対象にしているが、4の同意する被保護者がなかなかおらず苦慮しており、県で定めた年間計画の人数（目標）数を割りそうな状況である。
- - ・就労自立に意欲はあるが、就労に結びつかない方
  - ・求職活動を行っているが、その取り組みが不十分な方
  - ・就労しているが、稼働能力の活用が不十分な方

- ・プログラム（就労支援）活用により就労が見込まれる方

- 稼働能力の活用を図ることが可能な被保護者のうち、就労意欲が高く、ハローワークを活用した自立支援プログラムに基づく組織的な就労支援による取組に同意した者で、自立助長推進世帯の当該被保護者の他、福祉事務所が必要と認める者を対象として選定することとしています。  
なお、「福祉事務所が必要と認める者」とは、
  - ①年度途中に傷病治癒により、稼働能力の活用が可能となった被保護者
  - ②年度途中に不就労となったが、就労阻害要因なく稼働能力の活用が可能な被保護者
  - ③稼働能力活用上は、特に問題のないパート就労者等で、学歴や就労歴、資格、身体能力、就労意欲、世帯状況等から、正規社員就業が可能と判断される被保護者 等として例示し、選定の目安としています。
- ・就労求職状況管理台帳を毎月報告している被保護者で仕事がなかなか見つからない場合、内職からパート、パートから常勤へ変更の希望者を選定。
  - ・稼働年齢層ではないが、技術能力を活用したい人
  - ・生活保護の相談にて稼働年齢層にて仕事があれば自立できるケース。
- 支援対象者は「生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム実施要綱」に定める範囲の者（①稼働能力を有する者、②就労意欲がある者、③就労にあたって①②以外の阻害要因がない者、④就労支援事業への参加に同意している者）とする。  
具体的には①安定所の支援を受けずに就職活動を自ら実施できる者は対象としない、②就労意欲がない、あるいは就労阻害要因が他に存在する者も対象としない、③残りの何らかの支援が必要な者を事業の対象者として選定している。
- 厚生労働省が策定した「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」において「支援対象者の範囲」として掲げられている4つの条件に合致する保護受給者のうち、査察指導員（福祉事務所担当コーディネーター）が適切と認めたものについて、毎月数名程度を選定している。

#### 4 自立支援プログラムについて感じていること（問4）

##### 要旨

- (1) 自立支援プログラムの導入そのものについては、ほとんどの団体がその意義や必要性を認めていた。
- (2) ただし、実際にそれを実施するとなると、外在的な理由（社会資源の確保、関係機関との調整、財源の不足など）や内在的な理由（職員不足、業務量の増加、職員の専門性など）から、ほとんどの団体が困難性を主張していた。
- (3) そうした課題を克服するため、標準ケース数の見直し、より詳細なモデルの提示、財源措置、就労意欲を喚起するための措置などを国に求める提案があった。

問4では、自立支援プログラムについて、その必要性あるいは意義や課題など、各団体が感じていることを自由に記述してもらった。

自立支援プログラムに対する各団体の意見の大勢は、「導入の必要性は感じているが、現状では様々な理由から実効性のある実施は困難である」といったものであったといえる。また、自立支援プログラムを実効性あるものにしていくために改善していくべき課題について、いくつかの提案もあった。各団体の詳細な回答内容は巻末の資料1を参照していただくこととし、ここでは、主だった回答の該当部分のみを抜粋して取り上げながら、自立支援プログラムに対する各団体の思いを検討してみたい。

##### (1) 自立支援プログラム導入の必要性

今回、自立支援プログラムを導入した趣旨について、厚生労働省は「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針」において、個々の担当職員の経験を共有化することで自立支援の組織的対応が可能になるとしている。こうした自立支援プログラム導入の趣旨は、各団体においても概ね理解され、意義や必要性は感じているという意見が多くを占めた。

自立支援プログラム自体は、生活保護の目的のひとつである「自立助長」を具体化・具現化するものであり、CWが各々におこなっていた「自立に向けた支援」を手順化し、福祉事務所内で共有化するという意味で意義のあるものであり、その必要性はあると思っている。

従来より就労による保護からの自立（脱却）を始めとして、被保護者の日常生活や社会生活の自立に向けて福祉事務所は処遇に努めてきたが、厚労省の指摘のとおり、それはケースワーカーの資質やSVのマネジメント機能に依存することが大きく、システム的な対応となっていました。その意味では、今回の自立支援プログラム導入は、処遇の均一化を図る上で効果的なものと考えられる。

また、厚生労働省が指摘している通り、被保護者の抱える問題が複雑化・多様化してい

る現状の中で、自立支援の取り組みを強化する必要性を感じているという意見もあった。

現在の被保護世帯が抱えている問題は、複雑化・多様化しており、また、保護期間も長期化している傾向から、被保護世帯の自立を支援するための対策を強化する必要性を感じている。

また、厚生労働省が自立支援プログラムの導入にあたって、被保護者の「自立」の概念を、「就労自立」のみならず「日常生活自立」「社会生活自立」にまで拡げて捉えるべきとした点についても、賛同の意思を示す団体が少なくなかった。

生活保護制度が、これまでの経済的自立に重点をおいた制度から、経済的自立とともに「日常生活自立」「社会生活自立」をも含んだ自立を支援する制度へと転換されたことには大きな意義があると感じている。

さらに、「経済的給付中心の生活保護制度から自立を支援する生活保護制度へ」というスローガンや、就労を促進するための取り組みを強化するということについても、その意義を積極的に評価する団体がいくつかみられた。

本県でも、全国的な傾向と同じく生活保護世帯が増加しているが、その対策として、旧来の経済給付中心の保護制度から自立に重点を置いた自立支援の重要性は感じている。そのため、自立支援プログラムは必要だと考えており、プログラムの実施に向け準備中である。

「生活保護受給者等就労支援事業」（以下「支援事業」という。）の創設により、被保護者の就労支援について、公共職業安定所側で専任の担当者を配置し、就労支援を行うというシステムが構築されたことは、被保護者の自立に大変有効である。

自立支援プログラムは、被保護者に保護からの自立を意識づけさせ、それが保護廃止等にシステム的にリンク出来れば保護率の上昇の歯止めとなり、保護費の削減に効果が期待出来るものと思われる。

とくに、被保護者の就労を支援するために実施された「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムについては、職業安定所との連携が円滑に行えるようになったなど、プログラムの実施による効果を早くも挙げている団体もあった。

就労支援に関しては、国の福祉行政と労働行政とが主体的に連携した取り組みを本格的に打ちだした事により、現場においても職安との連携がやり易くなったと感じている。

以上のように、回答の大勢は自立支援プログラムの導入の意義や必要性を感じているというものであったが、一方で、プログラムの導入そのものに疑問を呈する記述も少なくなかつたことも見逃すことができない。

その一つは、就労阻害要因のない被保護者については、あらためて就労支援のプログラムを提供する必要はないという意見である。

本人から傷病や障害のため就労が困難であるとの申立があった者や、事業への参加に同意しない者などは対象外としているが、こういうものを除いた者は、自ずと自立意欲があり、何らかの職に就こうとしている。この為、自立支援プログラムは期待できない。

もう一つは、特に就労支援以外の個別支援プログラムにおいて、対象者を類型化することが困難であるという意見である。

高齢者への支援では、必要性そのものに疑義があります（元気であればそれでいいではないか。そこまで手が回らない等）。その結果、プログラムといつても、結局「経済的自立（就労）」のみの取組になってしまうのではと危惧しています。

問2で回答したように、ケースワーカーは処遇困難ケースに多くエネルギーを費やす。このようなケースこそプログラム化できれば良いが、解決困難と思われる特異なケースだからこそ処遇困難というのであり、プログラム化は難しい。一般的のケース（プログラム化できるであろう処遇方針が明瞭で支援方針が立てやすいケース）は福祉事務所に蓄積された know-how と各々の現業員の能力で、昔も今も対応可能であり、“プログラム”がなければ、満足にケースワークもできないともとれる。今回の厚労省の考えは、現場で働く者にとって心外である。

## （2）自立支援プログラムを実施する上での困難性

以上のように、自立支援プログラムを導入すること自体には、多くの団体がその意義や必要性を積極的にみとめていた。しかし、それを具体的に実施に移していくことに関しては、逆にほとんどの団体が否定的な見解を述べていた。その理由はまさに多岐にわたるが、大まかな分類を試みるならば、外在的な理由と内在的な理由とに分けることができよう。

### ①外在的な理由

自立支援プログラムを各実施機関において具体的に実施していくことが困難な理由の第一は、実施機関の外部にあるものがある。

#### a. 社会資源

最も多くの団体が記述していた理由の一つが、自立支援プログラムを実施していく上で必要不可欠な、外部の社会資源の確保が困難であるというものである。

精神障害者の受給者が増加し、ケースワーカーの大きな負担となっています。退院促進は、退院後の地域生活を支える資源が圧倒的に不足しているため、取組が進んでいません。現場の声として、一般施策（精神障害福祉）の充実を先にやるべきで、生保施策の中で展開するのは不合理という意見もあります。

被保護世帯への対応の前に、同様の課題を抱えた一般世帯や低所得層に対する多様な支援策の整備・拡充があり、その中に被保護世帯を組み入れていくという手法が望まれる。

特に、地方や小規模な実施機関においてはとりわけ社会資源の確保が困難なようである。

国が自立支援プログラムを導入した背景は理解できるが、同じ制度を画一的に実施させることは無理がある。同じ県内でも、中核市と郡部でも使える資源に格差がある。当県における進捗状況は、国がモデルとして例示したプログラムのように利用出来る社会資源が少ないとから、あまり芳しいものではない。効果が期待できない反面、結果的に、現業員の負担を招くものと考える。社会的自立支援プログラムの取り組みを行う前に、まず、社会資源を整えることが優先であると感じている。

#### b. 関係先との調整

社会資源の確保とも大きく関連するが、福祉事務所と関係機関との自立支援プログラムに対する姿勢の温度差などから、その調整が順調に進まないという意見も少なくなかった。

関係機関との新しい協力体制構築については、ニーズの掘り起こしや関係機関との間での調整等にかなりの時間が必要と思われる。現状では早期の着手は困難である。

本年度より施行されている「生活保護受給者等就労支援事業」についても、職安サイドと福祉事務所との温度差が著しく、事業自体が円滑に運用されていない。ただし、自立支援相談員に、より専門性の高い職安OBを雇用したことで就労に結びつく結果が得られている。今後も国の10／10の負担で継続する必要はある。

#### c. 財源不足

財政状況が厳しいことは、いずれの自治体でも同じであろうが、自立支援プログラムを導入し具体的な事業を実施していくためには担当職員の配置をはじめ、少なくない額の財源の措置が必要となる。費用対効果も含め、そうした財源措置を講じることの困難性への言及も少なくなかった。

自立支援プログラム導入の意義や必要性について理解ができるが、費用対効果の問題もあり、取り組めるプログラムには限界があります。担当者を増やすのも、民間団体へ事業委託するのも、予算が必要になります。国の補助金があるからと言え、何でもOKではありません。各市が就労支援を中心に取り組んでいるのは優先順位が高い所から取り組んでいるからです。

#### d. 雇用環境

そもそも、被保護者の就労自立を進めていく上では、現在の厳しい雇用状況の回復が望ましいが、それがなかなか見込めない現状では、プログラムを導入しても効果が期待できないとする意見もあった。こうした意見を実際に調査票で述べた団体は決して多くはないが、同様の思いは、多くの団体で共通しているものではないかと思われる。

就労自立に関しては、まず雇用状況の更なる改善が必要。職業訓練しても飛躍的なスキルアップは困難であり、適切な就労先がなければ意味がない。

## ②内在的な理由

以上のような実施機関の外部にある課題とは別に、実施機関の内部におけるいくつかの課題が、自立支援プログラムの実施を困難にさせている理由の第二である。

### a. 実施体制上の課題

中でも、職員数が不足している現状では、きめ細かい対応が求められる業務を新たに実施していくことは困難であるという意見は、多くの団体が記述していた。

自立支援プログラムの必要性等は認めるが、各福祉事務所においては日々の通常業務に追われ、プログラム策定に係る充分な検討時間や人員を確保することが困難なようである。

問2でも示したとおり、現状では職員数が不足しており、また担当ケースワーカーだけで行うのにも日頃の業務量からも自立支援プログラムを遂行するには困難を極める。

とくに、小規模な実施機関においては、厚生労働省の掲げる「組織的な対応」が現実的ではないのではないかという意見も重要であろう。

課題としては、元々組織力の弱い小規模事務所（SV1名、CW2名等）において組織として対応するための自立支援プログラムに取り組んでいくのは負荷が大きいこと、組織的に対応することとなつてもケースワークの場面では個対個であり現業員の個々の能力向上が今後も必要であること等があげられる。

### b. 業務量の増加

上記のこととも大きく関連するが、職員不足に加えて、近年の被保護世帯数の増加などから膨大な業務に追われている現状を訴える声も少なくなかった。

申請ケースや処遇困難ケースの増加により日常業務に支障を来している実施機関が多く、プログラム策定の作業は過重な負担である。現体制では時間的に策定できない実施機関もあると思われる。

新たな帳票、様式、台帳を増やし、その作成や整理などの事務量が増加することで、形式的な作業に追われ、実効力を伴わないようなプログラムになることを危惧しております。既存の仕組みを最大限活用した進行管理を行い、ケースワーカーにとって活用しやすいものにできるかどうかがプログラム導入の成否の鍵を握っているのではないでしょうか。

### c. 職員の専門性等

不足する職員数に加えて、経験年数の短さなどから担当職員の専門性が低下している現状の中で、高度な専門性が要求される自立支援プログラムを実施していくことが困難であるという意見もあった。

<自立支援プログラムを>実施するにはまず、ケースの抱える問題を理解することから始める必要が

あり、より専門的な対応が求められることから、現業員の職務能力の向上が喫緊の課題と認識している。その一方で、現業員の経験年数が低下してきている現状から、専門的知識やノウハウを有する人材を外部から確保する必要を痛感している状況である。

また、自立支援プログラムに対する意識について、福祉事務所間で温度差があるため、意識改革が必要であるという指摘も重要であると思われる。

今年度から取り組んでいる「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムについても福祉事務所間の温度差が大きく、中には余分な業務が増えたという程度の認識しか持っていない事務所も見受けられる。行政施策を開拓するにはスピード感が必要ではあるが、本県の現状では一律に各福祉事務所に対し就労支援以外のプログラム策定を促すことは困難であり、仮に策定したとしても形式的なものに終わるおそれがある。実施体制等が今後強化される見込みはないので、ある程度時間をかけ、研修等により関係者の意識を変えていく必要があると考える。

### ③その他

以上のような外在的・内在的な理由以外に、次のような課題を理由に自立支援プログラムの実施が困難であると答えた団体もあった。

#### a. プログラムという手法の有効性

自立支援プログラムを実施していくためには、被保護者を類型化し提示できるメニューに当てはめていくことが必要となるが、その手法が現実的でないという意見が少なくなかった。

個別支援プログラムの例については、抽象的な内容が多く、具体性が感じられないものが多い。実用的な場面に馴染みづらいものがあると感じている。また個別支援プログラムによっては、個々に実施要領を整備するよう国は促しているが、現実にモデルとしてあてはめるには少々無理があると思われる。しかしながら、生活保護制度がこれまでの経済的自立に重きをおいた制度から、経済的自立とともに「日常生活自立」「社会生活自立」を含んだ自立を支援する制度へと転換されるためのツールの一つとして、自立支援プログラムが導入されることは意義があると思われる。

自立支援プログラムを行うことにより一定の効果が期待される事例については、必要性があると認められるが、全ケースに効果があるとは考えられないため、一律に実施する必要性は認められない。仮に全ケースについて機械的にプログラムを策定しても、実効性は薄いと思料する。

また、とくに就労支援以外の個別支援プログラムについて、その評価が困難であるという指摘も重要であると思われる。

法第27条の指導指示については、被保護者の個別支援プログラムへの取組状況の客観的評価に基づいて行うことができるとしているが、就労支援プログラムを除いては取組状況の評価が難しいと考えられる。

## b. 被保護者自身の問題

とくに就労支援の場面において、被保護者の抱えている問題がすぐに求職に結びつかない場合があることへの配慮を求める意見があった。

被保護者については、一般的の求職者と比較して、病状や資格、過去の生活歴・職歴等において様々なハンデを抱えている事例が殆どであるため、直ぐには求職に結びつかないのが実態である。従って「支援事業」の成果も直ぐには現れないとは思われるが、結果に現れないからといって今年度で事業を終了するのではなく、中長期的な視点から、事業を継続していただくよう期待したい。

また、既にスタートしている就労支援プログラムの中から見えてきた課題として、本人の就労意欲が乏しいといった現実を訴える声もあった。

課題としては、就労意欲に問題がある対象者がいるということが挙げられる。ハローワークからの報告では、対象者のうち相当数に就労意欲の問題があると言われており、無断で面接を欠席するものも何割かいる（精神疾患が原因と思われる場合もある）。また、就労先が決まても、保証人を求められ断念するケースが複数あった。

プログラムの一環として実施されている生活保護受給者等就労支援事業の実施に関しては、その対象者選定において本人の承諾を得るという条件に対して納得できないところがあります。生活保護法第27条においては、指導及び指示により就労活動を指導できるにもかかわらず、この事業の対象者は本人承諾が必要ということでは、当該事業対象者以外の者と扱いが変わり公平ではないということ、また、この事業参加者が就労できなかった場合、就労しなくとも良いという考え方を本人が持ってしまい、今後の指導に支障が出るのではないかという危惧があることです。

## c. 導入の経緯

自立支援プログラムの平成17年度からの導入が決まってからの準備期間が短いなど、厚生労働省の政策立案プロセスに対する不満も少なくなかったが、これも貴重な意見であると思われる。

自立支援プログラム自体は、生活保護の目的のひとつである「自立助長」を具体化・具現化するものであり、CWが各々におこなっていた「自立に向けた支援」を手順化し、福祉事務所内で共有化するという意味で意義のあるものであり、その必要性はあると思っている。しかし、この自立支援プログラム実施の背景に三位一体改革に伴う生活保護費負担金の国家負担率の削減という国の思惑が感じられ、何のためのプログラム実施なのかという点で若干疑問を感じている。国はプログラム策定・実施を早急に求めているが、もともと自立支援プログラムは、モデル的に一部の自治体が実施したものを受け取って検証し、その効果・問題点を明らかにした上で全国的に実施していくものであったと理解している。それを国は検討等を行わずに策定・実施だけを求めている。プログラムの策定・実施は各実施機関で行うことになるが、現行の体制では人的、時間的に策定する余裕がないのが現状である。

### （3）自立支援プログラムに実効性を持たせるための提案

以上のように、自立支援プログラムに対する各団体の受け止め方の大勢は、「導入の趣旨は理解できるが、実施していくのは現状では困難」というものであったといえる。さらに、自由記述欄には、自立支援プログラムの効果を上げていくための提案ともいべき具体的な意見が、いくつかの団体から寄せられていた。

### ①標準ケース数の見直し

前述の通り、担当職員が不足している現状では、きめ細かい対応が求められる業務を新たに追加することが現実的ではないことから、現在の標準ケース数を見直すべきであるという意見が、多くの団体から挙げられていた。

生活保護受給者の自立支援の取組については、本来ケースワーカーが力を発揮すべきと考える。しかしながら、現在のケースワーカーの配置状況をみると、配置の基準となる世帯数（市部 80 世帯、郡部 65 世帯）を上回る世帯数を担当しており、きめ細かく丁寧に対応、支援していくことが出来るような体制にはなっていない。自立支援を進めるうえでケースワーカーが担当する世帯数は重要な要素であるので、ケースワーカーの定数について見直しが必要であると思われる。

「自立支援プログラム」の必要性は認識しているが、現状では 1 ケースワーカーの担当ケース数が標準数を大幅に超えており、ケースワークに支障が生じている状況下で「自立支援プログラム」の導入を図ると、ケースワーカーに混乱が生じ、強いては被保護者の処遇にも問題が生じることも考えられる。適正な人員配置を確立してからの導入が不可欠であり、厚生労働省としても、各自治体に適正な人員配置を義務づける等の人員の確保の方策を願いたい。

### ②厚生労働省からのモデル提示

優先的な実施が求められた「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムにおいては、かなり詳細な事業モデルが厚生労働省から示されていたのに対して、その他の個別支援プログラムについては抽象的なモデルしか提示されていないことなどから、より詳細な事例やモデル提示を厚生労働省が行うべきであるという意見も少なくなかった。この背景には、国レベルでの調整が行われていれば、地方レベルでの関係機関との調整もスムーズに行いややすいという思いもあるようであった。

自立支援プログラムの定着のためには、個別支援プログラムの検討を各福祉事務所に行わせるのではなく、「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムのように、一つ一つの個別支援プログラムについて、厚生労働省が主体となって検討し、関係機関との調整を図った上で実施していくべきではないか。

外国人、ニート、精神疾患者等の支援については就労支援だけではなく、社会的自立支援、日常生活上の自立支援とだき合わせで実施していく必要があり、そのための環境整備を我々としても行っていかなくてはならないし、厚生労働省にも積極的に係わってもらいたいと考えている。

大都市圏とは違い、岐阜県の大部分の地域では、例えば支援対象者が就職出来る可能性のある就職先

や、精神病症状改善をケアする病院等での支援体制などといった社会的資源が非常に限られているのが偽らざる事実であり<中略>国（厚生労働省）には、「生活保護受給者等就労支援事業」に倣って、具体的なプログラム例をもっと複数提示すると共に、国等の関係部署と共同でそれらのプログラム例の国レベルでの実施体制を整備した後に、都道府県に自立支援プログラムの本格的な導入（策定）を指示することを希望したい。

### ③財源措置

前述の通り、自立支援プログラムを具体的に実施していくために必要となる一定の予算が、プログラム実施の足かせになっていることから、国庫補助の割合など、国からの財源措置を積極的に行うべきとする意見もいくつか見られた。

プログラムに取り組む根拠が、現在の助言から処置基準とできるかどうかも大きなカギとなると思います。あわせて必要な財源措置が確保される必要があります（国庫補助では、補助率が2分の1のものがある、等）。

プログラムの策定にあたっては、基本的にはケースワーカーが従来行ってきた支援方法を蓄積し、整理していくものと考えていますが、一定の費用を要するものもあり、国からの財政的な支援が十分に担保されていくことが円滑な実施にあたっては必要と考えられます。

### ④就労意欲を喚起するための措置

前述の通り、既に実施されている「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムの中で見えてきた課題として、被保護者自身の問題、すなわち就労意欲やプログラムへの参加意思に乏しいことが、プログラムの実施を妨げているという記述も、いくつかの団体の回答に見られた。そのため、より踏み込んだ法的措置を行えるような環境整備を求める意見も少なくなかった。こうした意見は、政令指定都市・中核市からの回答に比較的多く見受けられた。

CWの負担を減らすために被保護者の自主性を重視し、限られた面接の中でセミナーの受講、ハローワークへの訪問面接等日を決めて指導、約束しているが、4割以上の者が約束を守っていず、自立することを真剣に望んでいるかどうかを見極める難しさを痛感している。確かに自立する者はいるが、就職してもすぐ辞めてしまう者、最初から約束を守らない者がいるのが現実である。今後は、稼働能力の不活用者についての措置を検討してもらいたい。

自立の定義を幅広くとらえ、保護の実施にあたることに異論はないが、やはり現在の生活保護制度が力を入れなければならない一番重要な課題は「就労支援」ではないかと考える。<中略>その一方で、稼働能力を有しながらもその能力を不活用のまま、長期にわたり保護受給する者が残念ながらいるため、就労支援の制度的な仕組みの整備による強力な就労支援体制が必要であると考える。現場における経験の積み重ねや努力だけでは限界があるため、厚生労働省による人的資源及び財政的支援に加えて、実施要領だけではなく、自立支援プログラムへの参加についてある程度の拘束力を持たせるような法制度の裏付けが必要である。

## ⑤一般施策の充実

自立支援プログラムを実施していくことが困難な理由として、社会資源が不足していることを多くの団体が挙げていた。そのことに関わって、生活保護制度の見直しだけでなく、他の一般施策を充実させていくべきであるとする意見があった。

必要性や意義は理解できるが、プログラムのメニューとして活用できる社会資源が充実していなければ実効性に乏しい。今後、すべてのケースに対して、自立支援プログラムを実施するのであれば、母子家庭に対する生活指導員やヘルパーの派遣、精神病患者に対して病院のPSWを派遣して、居宅生活や療養の指導を行うなど、新たな福祉制度や社会資源の整備・拡充が必要と思われる。

## ⑥その他

その他、担当職員の専門性を向上させるため研修の充実を図ること、就労意欲を喚起するため就労控除を見直すこと、就労支援のメニューを増やすこと、各地の事例について国がデータベースを作ることなどが必要であるという回答もあった。

確かに、多様な対応や早期対応は必要であるが、ひとりひとり環境も生き方も違う人たちへの援助については、その対応も十人十色必要であり、問題点を解決するために、問題点の類型化→解決策のマニュアル化が今必要ではなく、担当職員の高度で専門的な指導力と組織的な対応、関係機関とのネットワークづくりであると考えます。このためには、担当職員の研修の充実と、現業員の標準数の見直しが必要と思われます。

現在、労就収入については、基礎控除等を認めて収入認定しているが、生活扶助基準額と大差がないため、自立意識を助言する要素にとぼしい。このため、就労支援事業への参加も含めて就労収入については、特定控除を設けるなど就労意欲を高める仕組みを作り、就労自立に誘導する必要がある。

自立支援プログラムの一環として導入された「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているが、支援メニューが5項目設定されているが、そのなかの、①ナビゲーターによる支援とあるが、ナビゲーターの配置数が少ないため充分活用できていない。②公共職業訓練の受講斡旋とあるが、未だ実施されていない等支援メニューがまだ充分とは言えない。また、雇用保険受給者対象の「中高年実践就労講座」等に被保護者枠を設けるなどして、就労に向けての選択肢を広げる等してほしい。

自立支援プログラムの個別支援プログラムの策定については、それぞれの都道府県、個々の実施機関ですべて個別に対応するということは非効率かつ困難であるので、全国の各都道府県、各実施機関で個別に策定された個別支援プログラムを厚生労働省において年度毎に収集し、データベース化し、全国の各実施機関が利用できるようにすれば効率的な運用が図れるのではないか。

---

III 資 料

---

## 現業員及び査察指導員の現況

(都道府県)

自治体名	現業員数 (H17.4.1現在)	新人現業員 数	新任現業員 率	平均経験年数	査察指導員 数	現業経験のない 査察指導員数	現業経験のない査 察指導員の割合
1 北海道	682	161	23.6	NA	78	22	28.2
2 青森県	211	50	23.7	2年6ヶ月	37	3	8.1
3 岩手県	101	17	16.8	NA	29	8	27.6
4 宮城県	71	19	26.8	2年2ヶ月	23	4	17.4
5 秋田県	122	21	17.2	2年1ヶ月	22	1	4.5
6 山形県	69	21	30.4	1年8ヶ月	24	9	37.5
7 福島県	130	42	32.3	1年3ヶ月	39	11	28.2
8 茨城県	169	52	30.8	2年6ヶ月	40	13	32.5
9 栃木県	113	42	37.2	NA	25	9	36.0
10 群馬県	95	22	23.2	1年7ヶ月	26	11	42.3
11 埼玉県	328	80	24.4	1年9ヶ月	62	24	38.7
12 千葉県	NA	NA	-	NA	NA	NA	-
13 東京都	1,683	370	22.0	NA	269	85	31.6
14 神奈川県	235	68	28.9	NA	40	5	12.5
15 山梨県	45	19	42.2	NA	16	4	25.0
16 長野県	128	49	38.3	1年6ヶ月	35	11	31.4
17 新潟県	155	49	31.6	2年3ヶ月	40	17	42.5
18 富山県	44	15	34.1	1年6ヶ月	14	10	71.4
19 石川県	56	11	19.6	2年1ヶ月	16	6	37.5
20 福井県	44	13	29.5	1年3ヶ月	16	7	43.8
21 静岡県	111	41	36.9	1年8ヶ月	30	11	36.7
22 愛知県	169	55	32.5	NA	43	14	32.6
23 岐阜県	87	33	37.9	NA	32	18	56.3
24 三重県	112	24	21.4	NA	28	16	57.1
25 滋賀県	70	22	31.4	1年7ヶ月	19	4	21.1
26 京都府	99	19	19.2	NA	22	4	18.2
27 大阪府	621	117	18.8	NA	109	10	9.2
28 兵庫県	323	67	20.7	NA	66	28	42.4
29 奈良県	120	33	27.5	2年8ヶ月	25	7	28.0
30 和歌山県	106	35	33.0	1年9ヶ月	25	9	36.0
31 岡山県	162	55	34.0	NA	45	8	17.8
32 広島県	149	31	20.8	2年8ヶ月	31	5	16.1
33 鳥取県	50	12	24.0	1年8ヶ月	13	2	15.4
34 島根県	57	16	28.1	1年10ヶ月	15	3	20.0
35 山口県	103	26	25.2	1年4ヶ月	20	3	15.0
36 徳島県	99	25	25.3	1年11ヶ月	23	4	17.4
37 香川県	84	NA	-	NA	17	NA	-
38 愛媛県	149	NA	-	NA	29	NA	-
39 高知県	140	27	19.3	1年8ヶ月	39	8	20.5
40 福岡県	475	NA	-	NA	81	NA	-
41 佐賀県	61	15	24.6	1年8ヶ月	18	7	38.9
42 長崎県	216	57	26.4	NA	43	5	11.6
43 熊本県	218	57	26.1	1年5ヶ月	36	5	13.9
44 大分県	138	37	26.8	NA	24	3	12.5
45 宮崎県	123	32	26.0	1年9ヶ月	30	6	20.0
46 鹿児島県	236	66	28.0	NA	42	7	16.7
47 沖縄県	159	57	35.8	1年5ヶ月	26	9	34.6

現業員及び査察指導員の現況

(政令指定都市・中核市)

自治体名	現業員数 (H17.4.1現在)	新人現業員 数	新任現業員 率	平均経験年数	査察指導員 数	現業経験のない 査察指導員数	現業経験のない査 察指導員の割合
1 札幌市	412	113	27.4	2年1ヶ月	64	1	1.6
2 仙台市	79	26	32.9	1年3ヶ月	14	3	21.4
3 さいたま市	73	19	26.0	2年0ヶ月	15	0	0.0
4 千葉市	75	26	34.7	1年4ヶ月	9	1	11.1
5 川崎市	206	52	25.2	2年3ヶ月	34	3	8.8
6 横浜市	420	51	12.1	5年8ヶ月	63	0	0.0
7 静岡市	36	10	27.8	2年1ヶ月	6	1	16.7
8 名古屋市	198	30	15.2	5年5ヶ月	25	6	24.0
9 京都市	325	54	16.6	5年7ヶ月	43	2	4.7
10 大阪市	514	100	19.5	NA	91	17	18.7
11 神戸市	292	38	13.0	7年7ヶ月	39	18	46.2
12 広島市	130	38	29.2	2年6ヶ月	17	1	5.9
13 北九州市	144	3	2.1	3年0ヶ月	20	0	0.0
14 福岡市	198	48	24.2	2年8ヶ月	28	1	3.6
15 旭川市	82	25	30.5	2年1ヶ月	11	1	9.1
16 函館市	89	27	30.3	2年3ヶ月	15	8	53.3
17 秋田市	NA	NA	-	NA	NA	NA	-
18 郡山市	14	5	35.7	11ヶ月	2	0	0.0
19 いわき市	36	4	11.1	1年10ヶ月	7	0	0.0
20 宇都宮市	32	12	37.5	1年3ヶ月	4	3	75.0
21 川越市	17	2	11.8	4年0ヶ月	2	0	0.0
22 船橋市	46	2	4.3	2年0ヶ月	6	1	16.7
23 横須賀市	27	5	18.5	2年0ヶ月	3	0	0.0
24 相模原市	49	12	24.5	1年5ヶ月	6	1	16.7
25 新潟市	44	10	22.7	1年10ヶ月	6	1	16.7
26 富山市	11	4	36.4	1年10ヶ月	1	1	100.0
27 金沢市	22	4	18.2	2年7ヶ月	3	0	0.0
28 長野市	12	6	50.0	11ヶ月	3	0	0.0
29 岐阜市	25	5	20.0	1年8ヶ月	3	0	0.0
30 浜松市	25	5	20.0	1年11ヶ月	3	1	33.3
31 豊橋市	12	4	33.3	2年0ヶ月	2	1	50.0
32 岡崎市	8	3	37.5	1年3ヶ月	2	0	0.0
33 豊田市							
34 堺市	96	18	18.8	3年8ヶ月	20	0	0.0
35 高槻市	25	4	16.0	2年8ヶ月	4	0	0.0
36 東大阪市	82	15	18.3	3年7ヶ月	12	0	0.0
37 姫路市	30	5	16.7	2年1ヶ月	4	1	25.0
38 奈良市							
39 和歌山市	54	21	38.9	1年9ヶ月	9	4	44.4
40 岡山市	67	20	29.9	2年0ヶ月	12	0	0.0
41 倉敷市	40	10	25.0	1年7ヶ月	10	1	10.0
42 福山市	40	8	20.0	4年0ヶ月	8	0	0.0
43 下関市	43	11	25.6	1年11ヶ月	5	0	0.0
44 高松市	37	10	27.0	1年3ヶ月	4	2	50.0
45 松山市							
46 高知市	66	12	18.2	2年5ヶ月	11	1	9.1
47 長崎市	62	13	21.0	2年0ヶ月	9	0	0.0
48 熊本市	80	15	18.8	2年1ヶ月	11	0	0.0
49 大分市	47	19	40.4	1年10ヶ月	6	0	0.0
50 宮崎市	40	13	32.5	1年9ヶ月	5	0	0.0
51 鹿児島市	87	17	19.5	1年4ヶ月	11	2	18.2

## 問1 個別支援プログラムの実施状況

自治体名	備考(独自の個別支援プログラム)										
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
1 北海道	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△
2 青森県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×
3 岩手県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×
4 宮城県	○	NA									
5 秋田県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
6 山形県	○	NA									
7 福島県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×
8 茨城県	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
9 埼玉県	○	×	×	△	△	△	△	△	△	△	×
10 関東県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×
11 滋賀県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×
12 千葉県	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
13 東京都	○	○	×	×	×	×	△	△	△	△	△
14 和歌山県	○	○	×	×	×	×	×	×	△	△	△
15 山梨県	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 長野県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 新潟県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
18 富山県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
19 石川県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20 福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 青森県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
22 爽知県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
23 備後県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
24 三重県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
25 滋賀県	○	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△
26 京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 大阪府	○	NA									
28 兵庫県	○	NA									
29 福岡県	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
30 和歌山県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
31 岐阜県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
32 広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33 岐阜県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
34 島根県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
35 山口県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37 香川県	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38 爽媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 高知県	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
40 福岡県	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41 佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42 長崎県	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43 熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44 大分県	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
45 宮崎県	○	NA									
46 鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集計	○	45	11	1	1	2	1	0	1	4	1
	△	0	13	8	7	9	11	11	11	8	9
	×	1	17	32	33	30	31	30	29	32	34
	NA	-	5	5	5	5	5	5	4	5	5

(注)○は実施している、△は実施予定、×は実施していない  
※十箇条については、独自の判断でアンケート調査を県下の各実施機関に行っており、別に記載する。

部道府県											
プログラム名											

- ①「生毛保護受給者等就労支援事業」活用プログラム  
 ②「就労支援事業」における就労支援プログラム  
 ③「就労支援事業」における就労支援プログラム  
 ④「精神障害者就労支援プログラム」  
 ⑤「社会参加活動」プログラム  
 ⑥「日常生活機能向上」プログラム  
 ⑦「精神障害者就労支援プログラム」  
 ⑧「生活習慣病患者就労支援プログラム」  
 ⑨「元ホームレス等居住生活支援プログラム」  
 ⑩「多重債務者が就労支援する個別支援プログラム」  
 ⑪「その他、貴機關が独自に実施する個別支援プログラム」
- 就労支援制度については、求職活動参加扶助プログラム、中高年就労支援制度、母子家庭の就労支援制度、母子家庭支援制度、精神障害者就労支援制度、居宅生活支援制度、社会参加活動プログラム、高齢者、障害者などの特徴に応じた居宅生活支援制度、元アルコール依存症者の居宅生活支援プログラムセミナーの運営を行っている。また、扶養親族に対する就労支援制度などがある。※⑨の団体はなく他の団体があることはない。※10年度当該事業の実績報告がなくとの情報はあり、現実実施機関がすぐれて活用可不可以の実績がないが、福祉事務所における実績を検討した上で課題実施の予定。
- 現在、都において、就労支援制度の2分野について、モチーフプログラムを作成中です。
- 上記回答は、当県内福祉事務所の中で実施している所があるという意味であり、金原で取組んでいるわけではない。
- 現在、②～⑩について実施しているのは①のみですが、⑤～⑩については取り組みが比較的可能と想りますので、実施を各事務所にて要請しています。
- 現在、実施しているのは①のみですが、⑤～⑩については取り組みがまだ具体には不明。
- ⑧～15現在では本府庁が把握している状況、各福祉事務所の自主的な取り組みを見ており今後の予定は不明。
- 現在、実施しているのは①のみですが、⑤～⑩については取り組みが比較的可能と想りますので、実施を各事務所にて要請しています。
- ⑨～10現在では本府庁が把握している状況、所内の状況は十分把握しておりません。
- ⑩現在を実施していない。
- 中核市2市(鹿児島市、奄美市)、奄美市における就労支援員における就労支援プログラムを実施している。
- ⑪～⑭現状では、この特徴に応じて多様な機会において、活用できる他地域施設、その他の地域の社会資源を活用して個別支援プログラムを準備しているが、まだ具体にはしていない。
- 中国地方各自治体が就労支援プログラム、⑨については精神障害者のめならず、高齢者も含む長期入院患者として実施。
- 当県では、県本庁がプログラムを実施していることはやつていないため、具体的なプログラムについては把握していない。なお、プログラムについて実施しているところは未だどこどである。(よって、本府庁が実施する①以外は未だとしている)。

## 問1 個別支援プログラムの実施状況

(政令指定都市・中核市)

自治体名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1 札幌市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 仙台市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 さいたま市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 千葉市	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 川崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 横浜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 葛飾市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 宿州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 大阪市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 広島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 沖縄市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 鎌倉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 松田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 郡山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 いわき市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 宇都宮市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 川越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 船橋市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 桜新町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 相模原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26 富山市	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 金沢市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28 長野市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30 清水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31 豊橋市	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32 四国崎市	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33 豊田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34 堺市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35 高槺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 東大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37 姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38 奈良市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 和歌山市	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40 田舎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41 倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42 福山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43 下関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44 高松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45 松山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46 高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47 長崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48 熊本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49 大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50 宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51 鹿児島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集計	○ △ ×	24 7 17	4 7 37	1 5 42	0 3 45	0 4 44	0 2 46	0 4 46	3 2 41	0 1 40	4 1 46	4 2 41
(注)○は「実施している」、△は「実施予定」、×は「実施していない」												

問2 「就労自立」以外の「日常生活自立」「社会生活自立」に関するプログラムの実施状況

自治体	回答
1 北海道	×
2 青森県	×
3 岩手県	×
4 宮城県	NA
5 秋田県	×
6 山形県	×
7 福島県	×
8 茨城県	×
9 栃木県	×
10 群馬県	×
11 埼玉県	×
12 千葉県	※
13 東京都	○
14 神奈川県	×
15 山梨県	×
16 長野県	×
17 新潟県	×
18 富山県	×
19 石川県	×
20 福井県	×
21 静岡県	×
22 愛知県	×
23 岐阜県	×
24 三重県	×
25 滋賀県	×
26 京都府	×
27 大阪府	○
28 兵庫県	×
29 奈良県	×
30 和歌山県	×
31 岡山県	×
32 広島県	×
33 鳥取県	×
34 島根県	×
35 山口県	×
36 徳島県	○
37 香川県	×
38 愛媛県	×
39 高知県	×
40 福岡県	○
41 佐賀県	×
42 長崎県	×
43 熊本県	×
44 大分県	×
45 宮崎県	×
46 鹿児島県	×
47 沖縄県	○

自治体名	回答
1 札幌市	×
2 仙台市	×
3 さいたま市	×
4 千葉市	×
5 川崎市	×
6 横浜市	×
7 静岡市	×
8 名古屋市	○
9 京都市	×
10 大阪市	×
11 神戸市	○
12 広島市	×
13 北九州市	×
14 福岡市	×
15 旭川市	×
16 函館市	×
17 秋田市	×
18 郡山市	×
19 いわき市	NA
20 宇都宮市	×
21 川越市	×
22 船橋市	×
23 横須賀市	×
24 相模原市	○
25 新潟市	×
26 富山市	×
27 金沢市	×
28 長野市	×
29 岐阜市	×
30 浜松市	×
31 豊橋市	×
32 岡崎市	×
33 豊田市	×
34 堺市	×
35 高槻市	×
36 東大阪市	×
37 姫路市	×
38 奈良市	×
39 和歌山市	×
40 岡山市	×
41 倉敷市	×
42 福山市	×
43 下関市	×
44 高松市	○
45 松山市	×
46 高知市	×
47 長崎市	×
48 熊本市	×
49 大分市	×
50 宮崎市	×
51 鹿児島市	×

※千葉県については、独自の判断でアンケート調査を県下の各実施機関に行つており、別に記載する。

問3 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムに関する職員配置・検討会議・選定基準(都道府県)

自治体名	A			B			C		
	新たな職員を配置	既存の職員が兼務	その他	○は「行っている」、×は「行っていない」	就労支援プログラムの対象者の選定基準	国の要綱による。	厚生労働省が示した実施要綱(平成17年3月31日付け社援発第0331011号社会・援護局長通知)の5により選定している。	国の定めた実施要綱に規定する支援対象者の範囲で該当する者。	国の要綱と同じ。 ①稼動能力、②就労意欲、③阻害要因がない、④事業への参加に同意。
1 北海道	○ (嘱託職員)	○		×	○は「行っている」、×は「行っていない」	就労支援プログラムの対象者の選定基準	国の要綱による。	厚生労働省が示した実施要綱(平成17年3月31日付け社援発第0331011号社会・援護局長通知)の5により選定している。	国の要綱による。
2 青森県		○		×					
3 岩手県		○		把握していない					
4 宮城县		○		×					
5 秋田県		○		×					
6 山形県		○			福祉事務所担当コーディネーターと ケースワーカーが協議して対象者を 選定している。		国で示す支援対象者の範囲の者については、生活保護受給の要件との関係で該当する者はいないかと思われる。就労・求職状況管理台帳登載で就労意欲を有する者を支援対象者として決定している。	国で示す支援対象者の範囲の者については、生活保護受給の要件との関係で該当する者はいないかと思われる。就労・求職状況管理台帳登載で就労意欲を有する者を支援対象者として決定している。	国で示す支援対象者の範囲の者については、生活保護受給の要件との関係で該当する者はいないかと思われる。就労・求職状況管理台帳登載で就労意欲を有する者を支援対象者として決定している。
7 福島県		○ (嘱託職員)	○	×	(既存のケース診断会議等を活用し ている)		国に基づいて選定。	対象者についてには、稼働年齢層で就労阻害要因の有無等についてケース検討会議等により判断した上で、各実施機関が選定している。なお、各実施機関ともに選定にあたっては、事業実効性の観点から、本人の意欲について特に重視している。	対象者についてには、稼働年齢層で就労阻害要因の有無等についてケース検討会議等により判断した上で、各実施機関が選定している。なお、各実施機関ともに選定にあたっては、事業実効性の観点から、本人の意欲について特に重視している。
8 茨城県			○	○					
9 栃木県				○					
10 群馬県			○						